

渋川市ソフトボール協会 表彰規定

第1条 この規定は、本会のソフトボールの振興発展に貢献した功績を表彰するものである。

第2条 本市のソフトボール発展に著しい功績のあったもの又は、本会主催の大会に出場して優秀な成績をおさめ、技術及び態度等、他の模範と認められるものには、この規定により渋川市ソフトボール協会が表彰する。

第3条 前条による表彰は次の3部門とする。

1. 優秀表彰
2. 功労表彰
3. 特別表彰

第4条 表彰の方法は表彰状又は記念品とする。

第5条 表彰の選考にあたっては、理事会において審議決定する。

規 定 内 規

第1条 表彰は次のいずれかに該当するものについて行う。

第2条 1. 優秀表彰

本会登録チームで全国大会、関東大会に3位以上の成績を挙げたもの、又は県大会に優勝したもの。

尚、予選会を経て上記大会へ参加するチームへ壮行金5,000円を贈呈する。

2. 功労者表彰

本会所属の役員、公認審判員、チームより推薦された者で10年以上にわたり運営につくし、優れた技術と見識を持ち他の模範となるもの。

第3条 この内規は平成25年3月26日より施行する。